

予算決算委員会会議記録

1. 日 時	令和8年3月12日（木） 13時30分開会 令和8年3月12日（木） 15時38分閉会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	堀毛宏章委員長、降矢杏奈副委員長、金崎美和委員、安井博幸委員、岡圭子委員、桐村裕一委員、野々村康委員、小島政行委員、原田豊彦委員、本多紀元委員、荒木礼子委員、大内正博委員、前田えり子委員、隅田雅春委員、渡辺拓道委員、稲山悟委員、向井千尋委員、上田英樹委員
4. 欠席議員	
5. 協議事項	議案第44号 令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第14号） 議案第45号 令和8年度丹波篠山市一般会計補正予算（第1号）
6. 議事の経過	<p>13時30分 開会</p> <p>堀毛委員長 挨拶</p> <p>酒井市長 挨拶</p> <p>堀毛委員長 開議宣告</p> <p>日程第1 議案第44号 丹波篠山市一般会計補正予算（第14号）</p> <p>日程第2 議案第45号 丹波篠山市一般会計補正予算（第1号）</p> <p>【保健福祉部】</p> <p>■長寿福祉課</p> <p>保健福祉部より説明</p> <p>【主な質疑応答】</p> <p>安井委員 すごく大きな金額の補正予算で、これによって、令和8年度の主な財政指標がどのように悪化するのかが気になります。例えば、経常収支比率とか、将来負担比率とか、そういう財政指標について、</p>

堀井副市長

すごく大きな金額ですから、本来であれば、これは当初予算に含まれて、当初予算がどれぐらい前年度と比べて悪化するかというぐらいの大きな事業だと思いますので、その辺り、説明をなり、数値をお示しいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

ご質問のとおり、本来ですと当初予算に計上させていただくべきものではございましたが、編成までの間に金額が最終確定できなかったということで、なかなか予算ですので、一定、数字があればということだったんですけど、そこも非常に難しかったということで、今回、令和8年度当初予算の補正予算にさせていただいております。その点についてはご理解をいただけたらと思います。

財政指標の影響につきましてですけれども、まず経常収支比率につきましては、経常的に入ってくる税金とか、交付税とか、そういう一般財源をどれだけ経常的な経費に充てるかということになるわけですけれども、今回につきましては、特別交付税については臨時的な収入ということで見込んでおります。大学のこともありましたので、当初予算で特別交付税の予算を1億円減額した当初予算を組んでおりますので、今回その部分に9,000万円を足させていただいたということになります。あとは、財政調整基金等を活用しますので若干は公債費の中で利子が出てまいりますので、悪くなるかなとは思いますが、ごく少ない数字だと思っております。

それから将来負担比率でございますが、一応令和7年度末で50%台を見込んでおりますが、将来負担比率の計算上、将来に市が負担すべき債務を計上していくということになりますので、今回、10億を借入れますので、債務としては10億増えてまいります。ただし、10億の債務が将来にわたって償還される、今回の場合で言うと、施設の利用料金を4,000万円ずつ35年いただくということですので、その部分が償還される金額についてはそこから控除できるという計算上はそのような仕組みになっていますので、分母分子が同じ額引かれますので、将来負担比率には基本的に影響はないということになります。あわせて、実質公債比率のほうは、借金を一般財源でどれぐらい返すか、一般会計だけではなく、下水道とかも入っておりますけれども、こちらについても、おおむね、市の標準財政規模というものを分母にいたしますが、普通交付税と税金を足したものですけれども、いわゆる一般財源ですが大体140億ぐらいです。公債費が1億4000万で純増いたしますと、140億円の標準財政規模

で公債費が1億4000万円増えますと1%上昇するという計算になります。今回でいきますと約4000万ですので、0.3%上昇するわけですが、こちらも当然、全て市の税収とか、一般財源で返済するのであれば、0.3%上昇するのですが、先ほど申し上げたように、使用料として入ってくる、4000万円のうち一定額を返済に充てることができますので、そこでまた一般財源が減るということになります。全額充てると基金に戻さなくてはならない分とか、修繕積立金もございまして、全額充てるというわけにはなりませんけども、おおむね1400万で0.1%の上昇、今回でいきますと、ざっくり500万ぐらいかなと思っておりますので、500万ぐらいは一般財源が要るのではないかと考えております。それでいくと0.04%の上昇ということで、現在令和8年度末の想定が実質公債比率13.8%ですので、それが令和8年度にそのままでしたら、13.84%ぐらいになるということです。一応、今回そういった形で借入れをいたしますけれども、将来にわたって、その残高に対して、特定の決まった財源、償還の契約も結びますので、入ってくるという前提でいきますと、大きな財政指標に影響はないというふうに現在は判断をしております。

安井委員

先ほど、最初の2年間ほどは賃料の免除ということを説明いただいたんですけども、最初の2年間分の免除はこれにどういう影響を与えるのでしょうか。

堀井副市長

これは借入れと賃料の枠組みですので、決まったということではないんですが、にしき記念病院としては、開設当初、いわゆる診療報酬とかも4か月遅れて入ってくるということですので、なかなか初年度、2年目については、経営が安定しないということもお聞きしておりますので、向こうからの要望も斟酌して、2年間は返済を据え置いております。ただ、市としては借入れを行いますので、その部分については、これは今後どこから借りるというのは、先ほど本会議でも申し上げましたが、県のほうの割当てがあるわけですけども、条件が合えば2年間は元金を返済することなく、据置きさせていただいて、3年目から元金を返還、返済するというような話をさせていただけたらと考えております。一般的な国とかの返済でも大体3年据置きの20年償還とか、そういうのが一般的ですので、何とかいけるのではないかと考えております。

もう1点、先ほど令和7年度の債務負担の補正について、説明が抜けていたんですけども、考え方といたしましては、今回、令和8

年度当初予算の補正予算ということで提案をさせていただいております。本来ですと、先ほど、安井議員がおっしゃいましたように、当初予算に入れておくべきものですが、間に合わなかったということで、補正予算という形で3月に提案させていただくのは非常に異例ですが、令和8年度の当初予算を議決していただくことをすいませんが、前提として、補正予算を提案させていただいております。この点をご理解いただけたらと思います。ということで、令和7年度の補正は何かといいますと、債務負担行為ということで契約等を先にさせていただいて、次の年度で予算措置をするというのが債務負担行為でございます。今回、認めていただくのが、最終日の25日の後、大学の理事会等が26日と伺っておりますので、翌27日、今のところ予定ですが、3者で最終合意書とか、今日、資料としてお付けしております土地建物の賃着の契約書とかを締結する予定ですので、3月中にはんこを押すこととなりますので、債務負担行為を設定、認めていただいたうえで契約行為をするということで令和7年度の債務負担行為も併せて提案させていただいたということでございますので、ご審議をいただけたらと思います。

上田委員

今回の不動産鑑定に基づきまして、土地建物等の金額が出て、それをみどり会へ賃貸借するというような内容になっています。それで当初ご説明がなかったんですけど、それに基づき、土地建物等賃貸借契約書(案)を今日示していただいているというふうに理解しております。それで不動産鑑定というものは、ある程度その物件とか土地に対する評価等が主な費用で、実際に今回、病院リハビリと老健施設等は稼働されて、使われているということは私たちも把握はしているんですけど、そのあとの看護師宿舎塔とか、研修医宿舎塔、看護宿舎塔、外来診療、そして新しいささやまみらいという宿舎の今の利用状況、そして今後、貸借契約をみどり会と交わされるんですけども、その辺の利用等についても、もう既に今日この案を示されているなかで合意がなされているのか。一つは、現在の利用状況、もう1点は、みどり会に移った場合の詰めもされているのか。それによって、不動産鑑定に伴う金額が計上されていますけども、もう少しその辺の契約書関係も含めて、ご説明を賜ればと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

保健福祉部

先ほど上田議長からご質問がありました件ですが、看護師宿舎とか、研修医塔、学生宿舎の現在の使用状況でございますが、現

在もささやま医療センターから研修医とか、看護師等の派遣を受けられていますので、そういった方が今も利用されている状況ではありません。ただ、地元の看護師の方もいらっしゃるの、宿舎が満杯といえますか、全て埋まっているという状況ではないというふうに確認しております。また、今後の使用状況といえますか、計画ですけれども、こちらを買い取る上でもにしき記念病院とも十分協議をさせていただいて、にしき記念病院からは、今後こういった宿舎は利用するという、こちらを買い取りということで計画をしたんですけれども、今後の利用状況については、学生宿舎、兵庫医大やそのほかの医療関係の学生さんを受入れて研修をするとか、看護師も市内のみならず、市外から来ていただく場合の宿舎として今後も利用するという計画を伺っていますので、引き続き、市が買い取って、にしき記念病院で利用いただくという確認をしております。

酒井市長

なぜ、この金額になるのだろうかと思われると思いますが、不動産売買契約書案というのがあります。別紙1が今回買い受ける不動産の一覧で、別紙2がその譲渡価格明細となっています。先ほど、図面で見させていただきましたが、兵庫医大所有の土地の上に建っている病院塔とリハビリテーション塔、同老人保健施設については、不動産鑑定をしております。その鑑定書というのは膨大なものがありますので、また見ていただきたいと思いますが、この鑑定書の鑑定士さんの見解として、通常土地代×45%という市場性修正率というのを掛けておられます。簡単に言えば、その土地建物は病院として活用しなければいけない。病院がなかなか赤字経営ですから、通常価格ではいけないので、掛ける45%にしてあります。ですから、兵庫医大からすると、なぜこれ45%を掛けるんだというような議論もあったんですけれども、鑑定士さんの見解として、かなり病院としてこれを利用しなければいけないということから、そういう鑑定手法を用いてあります。

それと今議長がおっしゃった看護宿舎塔とか、研修医塔とか、こういうのは丹波篠山市の土地の上に建っておりまして、兵庫医大が建てたいとおっしゃるので、建ててくださいというような経緯の中で建ったもので、これについては鑑定できてないんですが、敷地の権限が何もないんです。市が好意で建ててさしてあげているもので、掛ける45%よりさらに低く、簿価の35%にしていますので、市としてはきちんと判断していると思いますし、兵庫医大のほうも

結果的にはその金額で応じていただきました。それから看護師宿舍塔とか、検査塔とかというのが本当にいるのかどうかという、必要なのかどうかという議論もありまして、私のほうもこれはもう要らないのではないかと、これを省いてもいいのではないかとというような話合いもしたんですが、みどり会のほうが一括して使いたいという、全部入りますということでしたので、これも結果的には全部含めています。なお、固定資産である医療機器等については、掛ける35%や45%ではなくて、簿価そのものとしています。

野々村委員

参考資料で今市長ご説明いただいた図面があるんですが、もう一度確認させていただきたいです。兵庫医大が持っておられる土地の南側の駐車場等になっている分については、全部、市有地ということでしょうか。

堀井副市長

もともと、国立病院の跡地であった部分が南側の駐車場になりますので、間違いありません。道路から入ったところに、薬局の裏側にある土地については、兵庫医大がこちらに来られた時に、当時、市が購入して、市の駐車場扱いで今置いているところです。

野々村委員

今、堀井副市長からお話いただいたところも少し気になっておりました、敷地の1番東側の端、進入路の部分が今ご説明いただいたところだと思うんですが、波線が角のように出て、東側の市道との間に空白の土地が見えるんですが、これは市の所有地であって、これによって建築基準法上の接道をここで満たしているというように理解したらよろしいですか。

保健福祉部

おっしゃっていただいたように、こちらの部分が接道しているというふうにご理解いただいて結構です。また、当時にこの部分は、市から無償貸借の契約をしております、その契約も現在生きていますので、接道ができているという形になります。

稲山委員

大変細かいところになるかもしれませんが、不動産鑑定評価の概要を見させていただいております。不動産経費控除前事業損益ということで、大変細かい数字が入っています。その前段に対象不動産における過年度実績及び予算、新運営者へのヒアリング、弊社ベンチマーク等を勘案し、対象不動産において中長期的に実現可能と考えられる標準的な事業損益を査定したということで、具体的に数字が上がっているんですけども、この具体的な数字がいつの時点なのかということと、それから中長期的というのがいつまでの中長期的なのか、その辺について、例えば病床の利用率が73.0と上がって

	<p>いるんですけども、こういったところについて、分かる範囲でお答えをお願いしたいと思います。</p>
保健福祉部	<p>収益還元法の収益に関しましては、今、稲山議員からお話が合った1つ前のページの過年度損益実績のところにございます令和5年と令和6年のささやま医療センターの収益をもとに経営移譲後のみどり会の収支計画、これらをもって、中長期的な収益を計算されているということになります。このヒアリングの部分につきましては、実数と過去の経営状況を兵庫医科大学と将来の収支見込み数値をもってみどり会にヒアリングされた結果で算定されているということになります。</p>
稲山委員	<p>大変細かいところになって、まだ分かりにくいところもあるんですけども、その設定の数値については、最低ぐらいに合わせてあるのか、中位的に合わせてあるのか、上のほうで見えてあるのか、それによって今後の状況が変わってくると思いますので、病床の利用率のところばかり言いますが73.0というのが、どの時点、どれぐらいのレベルで合わせあるのか、お聞かせください。</p>
保健福祉部	<p>病床稼働率等につきましては、類似の病院等の実績なんかも踏まえながら算定されているというふうに伺っています。現在のささやま医療センターの病床稼働率よりも若干低い設定かなというふうに思っております。全体的な収益の見立てにつきましては、1番大きく収益に還元されたのが人件費の部分となっております。その辺りはみどり会の経営方針をヒアリングされたなかで、現在のささやま医療センターの収益に反映されているということで、1番大きな部分は人件費というふうに考えております。</p>
安井委員	<p>備品というか、高額医療機器ですけども、にしき記念病院みどり会もお持ちだし、ささやま医療センターにもある。同じものが重複している機器というのが結構あると思うんです。重複している機器があるのに、市が購入までしなくてはいけない理由というのが全く理解できないんですけども、その辺りについての説明をお願いします。</p>
保健福祉部	<p>医療機器につきましては、一般質問でご質問いただいたときに若干お話をさせていただいたんですけども、当面、みどり会につきましては、現在のにしき記念病院とささやま医療センターということで2か所を運営されるということで、医療機器については、2つの病院それぞれ持っておくということで、継続して使うということで</p>

	<p>お話し合いをさせていただきました。しかしながら、今後、医療機器については、市のほうが使用貸借をするということで、機器のメンテナンスであったり、更新等については、今後はみどり会でしていただくということで、同じ機器があるようなものについては更新に合わせて、ある程度精査されるというふうには認識しております。</p>
安井委員	<p>将来的には重複している場合は一本化するということだと思っておりますけれども、何で統合のときから重複しているものは、例えば、兵庫医大で売却処分してもらったらいいののではないかなと思っております。要するに市が購入する負担金をちょっとでも減らしてほしいと思っておりますが、その辺りについてはいかがですか。</p>
保健福祉部	<p>基本的に安井議員のおっしゃることもよく分かるんですけれども、今、救急についてもささやま医療センターの後を受けて、にしき記念病院は7月から、これまででいうにしき記念病院分と、ささやま医療センター分、これを引き継いで救急医療をしていただくということで検査機器についてもやはり2か所で当面はいるということで伺っておりますので、例えば、西紀で救急を受けた後、検査をささやま医療センターですというのは、なかなか非効率ではありますので、引き継いでいただく当面については、救急を両病院で受けていただくということで、検査機器等も重複して必要だろうということで確認をしております。</p>
野々村委員	<p>先ほど不動産の鑑定評価について、説明をいただいたんですが、一般的には原価法と収益還元法ともう1つ、大体3つでやりますよね。取引事例比較法というものを入れるんですが、恐らく概要の中に、取引事例比較法はなかったのではないかなと思っておりますが、なぜないのかということについて、質問させていただきます。</p>
酒井市長	<p>的確な答弁ができかねますので、私たちも鑑定士の意見は一応教えていただいたんですけれども、鑑定評価書がありますので、議長と相談して、見ていただいたらいいと思いますし、その中で特に議会として、鑑定士にこれは聞きたいということがあれば、言っていただいたら、説明できるようにしてもらいたいと思います。兵庫医大も鑑定士に聞きたいということで何点か聞かれて、最後ご理解をいただいたところです。</p>
野々村委員	<p>また、後ほどでも結構ですので教えていただきたいと思っております。ちょっと聞こえたのは、病院としての取引事例がないというのであれば、丹波医療センターの事例とか、少し離れるんですが、面積要</p>

件とか、いろいろな要件があって、なかなかこれだけの規模の取引事例の比較ができなかったら、できない理由、無理してでも、例えば丹波医療センターはどのぐらいで評価されていたのかなというようにも参考にいただければと思います。おそらく、みどり会にとっても、ささやま医療センターにとっても、そういうような価格もお知りになりたかったことだと思いますので、後ほどでも頂ければありがたいと思います。

堀毛委員長

今の野々村委員の要望は対応可能ですか。

酒井市長

他にも鑑定士の方に聞きたいことがありましたら、何点か言っていただいたら、書面で回答したいと思います。

野々村委員

なぜ私がこのことにこだわるかということですが、議員にとってはやはり市民の皆さんから1平米いくらぐらいだったのかというようなお問合せがあらうかと思うんです。それで丹波篠山市の近隣では、二階町50番というひいらぎやの裏あたりに、兵庫県の基準値があって、令和7年度の基準地価が1平米当たり4万6,100円という金額をつけているんです。今のご提示いただいた金額を45%で割り戻すと2万4,000円ぐらいの金額になるんです。ですから、一般の市民の方から見たら、基準地価がそこにあって、病院の今提示されている価格と見比べると、大きな差があるというようなことが、議員に対して、市民のほうから問合せがあらうかと思うんです。それに対して、こういう理由でこういう価格が出る。病院だから宅地の単価をそれにそのまま入れるのではなく、大きな土地になると1平米の単価は安くなるんだとか、病院の収益をするためにはこの価格ではないと、価格を決められない。そういうようなことで3つの鑑定報告があるなかで、今、ほかのところではどういうふうな売買で多分安価なものが出てくると思うんですが、そういうようなことを議会も市民に説明する必要があるという形で、そういうような資料を提供いただきたいというお願いでございます。何度も繰り返して申し訳ないんですが、取引事例比較法はここについては該当しませんということを鑑定士がおっしゃっているのであれば、その理由も添えて、また御提示頂ければありがたいということでございます。

堀毛委員長

それでは今の野々村委員の要請につきましては、事務局からしかるべき回答を求めるように、担当課へ提出いただきたいと思っております。

酒井市長	<p>書面でいただきましたら、書面で回答していただくようお願いをします。それから、こちらの手元にあります不動産鑑定評価書につきましては、議長に提出しておきますので、またご覧いただきたいと思えます。ただ、なかなか鑑定士も不動産鑑定評価書をそこらに出すのは、躊躇されまして、私のほうは行政ですから、みんなに出さないといけないということをお願いしているんですけども、提出先としてはごく限られたところにしてもらいたいということをおっしゃっておりますし、この日本不動産研究所については、議会の議決を経て、鑑定をお願いしたんですけども、大変信頼のおける日本のなかでも1番大きなような鑑定士の団体で1人の鑑定士のご判断だけではなくて、神戸から本社のほうまでなかなかきちんとした慎重な鑑定をしていただいたと思っています。</p>
上田委員	<p>今の鑑定評価者数について、議長に渡すということですけど、事務局に一部備え付けさせていただきますので、その分は閲覧ということで、また、必要な方は見ていただいたらいいと思えますので、そのような方向でよろしくお願ひします。</p>
保健福祉部	<p>先ほど野々村委員から土地の単価の考え方について、ご質問があったと思うんですけども、その考え方に関して今答えられる範囲になります、お答えさせていただきます。今回鑑定に出している土地が非常に広大であるということや、先ほども市長のほうで申し上げましたが、利用用途が制限されているというあたりが単価には反映されているということになります。あと、それに加えて、街路条件、交通接近条件、環境条件が配慮されているということと、近隣の取引事例等も比較対象として検討した上での単価設定ということになっております。今お答えできるのはこの範囲になります。</p>
野々村委員	<p>今の回答が取引事例比較法が使えなかった理由の一つであるということですか。</p>
保健福祉部	<p>取引事例比較法が実施されていない理由ではなくて、今ここで出ている土地単価、1平米当たり1万1000円を単価計算で原価法ではしてあるんですけど、その単価が今申し上げた考え方で算定されているという説明とご理解いただけたらありがたいです。</p>
野々村委員	<p>1万1,000円は45%を掛けた後の金額ですか。</p>
保健福祉部	<p>こちらの土地価格に関しましては、単価に対して市場性修正率45%を単純に乗じるという手法ではございません。最後に市場性修正率を乗じていますので、土地、建物の単価自体に直接、市場性修</p>

正率 45%を乗じているものではございません。

原価法につきまして、不動産鑑定価格の算定の過程において、土地の場合は、まず土地単価を一旦算出しております。その土地単価の算出につきましては、単純な路線単価とかを用いるのではなくて、土地の広大性であったりとか、土地の用途制限なんかも考慮した形の単価を導き出しています。それに平米を掛けまして、まずは土地の価格を算出した後に、最終的な鑑定評価額を算出する際に45%の市場性修正率を乗じているという流れになります。

不動産鑑定価格自体が市場性修正率 45%を乗じた価格になります。不動産鑑定価格をもって、今回の不動産売買契約をさせていただくことになっております。

安井委員 みどり会が運営するささやま医療センターへの運営補助金というのは、今まで兵庫医大に出されたと同じ金額を基準にして考えておられるんですね。

保健福祉部 提案しております医師確保等の補助金につきましては、ささやま医療センターに係る運営補助金ということで兵庫医大のほうに出す補助金になります。今おっしゃっていただいたのは7月以降の補助金のことかと思いますが、それについてはまだ額も決まっておられませんし、今後、検討していくというような形にしております。

安井委員 まだ決まってないということですけども、基本的には同じような医療を提供してもらったならば同じぐらい出さないといけないとかと理解していいんですか。

堀井副市長 当初、にしき記念病院さんも補助金は不要だというようなお話も言っていたいたんですけれども、やはり経営シミュレーションをされると非常に厳しいということで、これまで兵庫医科大学ささやま医療センターがやっている医療を引き継ぐということで、市のほうから支援をいただきたいというようなお話を伺っております。またあわせて、市長も申し上げましたが、岡本病院さんにも同じような形で医療をしていただくことについての支援が必要ではないかということで今考えております。市といたしましては、運営補助金については、救急の部分の9,000万円については救急を受入れていただいた3病院で件数案分をしております。令和8年度当初予算にも、従来どおり計上させていただいておりますので、救急を受入れた件数でそれぞれ案分をして交付をしようと考えております。当初予算には、9,000万円しか計上させていただいておりませんの

で、7月以降、どういう形で市が岡本病院さん、それからしき記念病院さんに運営補助を出していくかというのは、これから十分協議をして詰めていくということになるんですけども、思いとしては6月の補正予算で提案をさせていただいて御審議いただこうと考えておりますので、またよろしくお願ひいたします。

小島委員

土地建物等賃貸借契約になります。現在の契約者の乙は医療法人社団みどり会理事長、井手先生になっておりますけども、契約が35年という長期のため、多分どこかで代表は代わられるのかなと思っております。ただ法人なので、その辺りはそんなに問題ないかと思うんですが、できましたら委員長がおっしゃっていたようにささやま医療センターについては、息子さんのほうが中心的にされるということで、できたら息子さんの年齢などのプロフィール等があれば教えていただきたいのですがいかがでしょうか。

保健福祉部

井手先生の息子さんのプロフィールを把握しておりませんので後ほど資料として提出させていただきます。

野々村委員

兵庫医大から市が購入する病院の土地、建物、医療機器の購入費のうち病院建設時に市が負担した補助金約8億6,000万円が、この契約上、相殺されているということなんですけども、病院建設から相当な年数が経っているのですが、補助金適正化法等による丹波篠山市が国・県等へ返還すべきものが発生するかどうか。それについてお尋ねします。

保健福祉部

丹波篠山市が国・県に対して補助金を返還するものはございません。ただ、兵庫医大が直接、国・県の補助金を受けられていますので、その分に関しては返還が生じます。

野々村委員

理解しました。市が返さなくてよかったです。これで相殺しながら返す金額があれば、それが不利益になる場合がありますので、続いて、兵庫医大から市が約3億6,000万円ほどで医療機器を購入予定ですが、使用貸借契約により無償にてみどり会さんに使っていただくということだと思います。使用いただく機器の修繕は、みどり会さんで負担されるということですが、機器の補修部品等いつまでもあるものではないと思います。近い将来、買い換え、更新が必然的に発生すると思います。すなわち医療機器が老朽化等により使用できなくなった場合、それに関する契約書で項目はなかったように思うのですが、私が考えるところ三つぐらいのケースが考えられるのかなと思います。まず、老朽化でMRIなど1基1億円を超えるよ

うなものもあると思いますので、老朽化して潰れてしまったら使用貸借契約は終了し、更新機器はみどり会さんが全額負担で購入されるというケースが考えられます。二つ目は、更新機器購入時に市が補助金で支援するということも考えられます。3番目に市が今と同様に更新機器を購入して、新たに従前と同等の使用貸借契約を結ぶケースも考えられます。ほかのケースもあろうかと思いますが、更新される場合の機器についてどのような扱いを考えられているのか、説明をお願いします。

酒井市長

十分な説明ができていなかったんですが、土地・建物等貸借契約案を御覧ください。これは丹波篠山市とみどり会との間での貸借の契約書です。簡単に言いましたら、不動産については賃貸借類似のような関係、医療機器には使用貸借ということになります。使用貸借は、無償で貸すので、みどり会さんに有利なのかと思われるかもしれませんが、逆に、使用貸借は貸主に何の責任がなくて、一度貸したら終わりという感じのものです。今おっしゃったのは第9条に修繕義務のところがありまして、第9条第3項で「本使用貸借物件については、甲は一切の修繕、補充、交換、買い替えなどは行わず、乙がその一切を行うものとする。」ということですので、今回、最初に、市が提供した医療機器が仮に使えなくなったら、あとはみどり会が責任を持って買いかえていただくということになりますので、医療機器についても、最初に貸し与える以上には市の責任は出てきません。建物についても説明しましたように、本来、賃貸借であれば貸主に修繕義務があるんですが、修繕の積立金として積立させていただいた範囲でのみ修繕義務を負う。ただし場合によっては協議の上、市がすることもあるという条項にしておりますけれども、ですから、この貸借によって市が将来的に予期しないような責任が出てくるということはないように配慮しています。その分、みどり会に頑張っていただかなければいけないんですけども、その分この契約の中では、みどり会が途中で買受けたいと言われたときには、優先的買受けて、それまで払っていただいた賃料相当分はその代金に充当するというような条項も設けて、その辺りについては十分にみどり会の意向も反映した契約書にしております。

野々村委員

私はそれを非常に心配していました。というのは、医療機器の買取り価格が簿価となっています。簿価というと償却が進んでおりますので3億6,000万円ほどとおっしゃっていましたが、半分ほど償

却が進んでおれば、新しく買おうと思えば7億円ぐらい、また、それ以上にかかる場合もあるので、MRIが購入されて何年経っているか分からないんですが、例えば購入されて、あまり経たないように、もう使えなくなった場合について、そのリスクはやはり病院側も嫌われるでしょう。今、市長から御説明いただいたように、病院さんのほうで見ていただくということで大変安心しました。

それと、最後に市長のほうから35年の後の買取り請求権というお話もあったと思うんです。35年の間に、今の建物等を改築されたり、新しい施設を付属してつくられた場合については、買取り請求権はみどり会にないということで理解したらよろしいでしょうか。第18条にその権利はないと記載があったように思います。そういう意図で買取り請求権は存在しないと解してよろしいでしょうか。

酒井市長

十分に条項の説明ができていなくて、そのような質問があるのですが、第15条の原状回復のところ、本契約終了後、乙は、その責任と負担で本物件より乙の設置したものは、収去し現状に復して甲に明け渡すというのが原則です。それから第17条ではちょっと特別の条項を設けているんですが、「甲または乙から本物件の全部または一部を乙に譲渡することについて申し出があった場合には、甲、乙協議のうえ、これを譲渡することができるものとする。」ということで、契約の期間に、あるいはそれにかかわらず途中で、仮にみどり会が、これを買受けたいというときには協議をします。そして、「この場合、原則として譲渡価格は、本契約の契約期間で乙が本件賃借料として支払う予定であった総額の範囲内とする。」としておりますので、価格は抑えます。しかも、契約の開始から譲渡までの間に乙が支払った賃借料は、譲渡価格に充当しますということで、みどり会が途中で買受けようとしたときには、比較的その意向を反映できるように、これはみどり会からの要求があったんですけれども、それをそのまま認めたような条項にしています。別にその市としては、高く売らなくても、みどり会がきちんと医療行為をしていただくのが1番のことですのでここらはみどり会のおっしゃることを最大限配慮しています。

野々村委員

第18条はどうですか。

酒井市長

第18条では乙は甲に対し買い取り請求をしないとしています。

渡辺委員

資料では4筆の土地を市が買い取って、それをそのままみどり会さんのほうにということですが、病院関係の方が使用されてい

る駐車場とか、いろいろな部分があつて、ちょっと十分に私も、あたり一帯の土地の状況がどうなっているのか分かりにくいです。一般市民から見たら病院の土地だと思われているところが、実際には、現時点でどういう状況になっているのかについて御説明願えたらうれしいです。

保健福祉部

資料の2ページ、建物配置図にあります左側に破線で囲っている部分が、兵庫医大所有地ということで、こちらに4筆がまとまっているという形になります。南側につきましては、丹波篠山市所有地で、駐車場は職員駐車場として御利用されています。東側、薬局との間の駐車場につきましては、こちらも丹波篠山市所有ですけども、一般的な駐車場という形の名目になっておりまして、病院の患者さんにも使っていただけるような取扱いに今はなっております。

渡辺委員

そしたら、破線で書かれている部分がまずは正確だということで理解をさせてもらったらいいですか。

保健福祉部

はい。

渡辺委員

これまでからはっきりと理解できていなかったんですけども、駐車場の使用について、以前に市民の方からも病院の駐車場なのか、自分が停めてもいいのかよく分からないという話も聞かせてもらったりしていました。これまで兵庫医大とは、その辺りの使用について、どのような形になっていたのでしょうか。一般的には優先的に使ってもらうような形になっているのかと思いますが、具体的にこの契約書の賃貸借には入っていないのですが、今後、みどり会さんとその部分については、どのような形になるのでしょうか。

堀井副市長

まず、4筆がどういうふうに分かれているかというのは改めて資料を出させていただきます。それから駐車場の考え方ですけども、上を北にして見ていただきますと、一つはこれまで国立病院であった土地、現在市有地ですけども、ちょっと1段高くなっておりますが、そこの現状の駐車場については、医療センターにお勤めの職員の方等の駐車場として使っていただいております。右側の薬局とリハビリテーション棟に挟まれた駐車場については、兵庫医科大学が、丹波篠山市に来られたときに、市が購入した土地でして、基本的には病院を利用される方が使っていただく駐車場として、市が設置をしております。この部分についてはこれまでからも大学のほうに貸したりということはしておりません。ただ、管理については、病院にさせていただいております。今後、みどり会さんに変更した

	<p>としても、今のところは、詳細な議論はまだ十分できていませんけども、同じような形で利用していただいて、この東側部分については、患者さんが病院を利用される際に停めていただいたらというふうに思っております。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>説明いただいたことは、大体どういう状況なのか分かったのですが、あそこを優先的に使ってもらう部分については、何を根拠に使ってもらっていたのですか。</p>
<p>堀井副市長</p>	<p>市のほうで土地を交換した後ですね、そもそも交換する前は大学の土地が上で、下が市有地ということだったんですけども、土地を交換いたしましたので、現在病院とかりハビリテーション棟が建っているところが大学の土地になり、上の高いところが市有地になっております。交換した後、大学に使っていただくということで、無償貸付契約というのを結んで、大学のほうに使っていただいているという状況です。</p>
<p>保健福祉部</p>	<p>先ほど副市長が言いましたのは公有財産無償貸与契約書ということで、南側の市有地は5筆ほどあるんですけども、そこを平成28年に兵庫医大と契約を交わしておりまして、現在のところ無償でお使いいただいているというような形です。貸付期間については、この契約上は平成45年なので、令和15年までの契約ということになっております。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>使っていただくにしても、公有財産であるので、その辺りはきちりしておいてもらえたらうれしいです。具体的に今後、みどり会さんとその部分について話をされるかと思しますので、どういう形になっているかについては、市のほうで契約を行われたとしても、また議会のほうに資料などの情報提供をしてもらえたらうれしいと思います。あたり一帯の駐車場は、当然、病院の看護師さんとか、関係者が車を停めるところがなかったらいけないので、絶対に必要なんですけども、これまで見ている中では、幾らか余っているのかなという感じを受けています。そういった中で、まちなかの土地でもあったりするので、病院運営していただくに当たって駐車場も配慮しないといけないのですが、公有財産を有効に活用するということが、まちなかの駐車場として活用していくというようなことも含めた中で、この近辺の駐車場と同じような形でゲートをつけて、病院利用の方、あるいは市民センターを利用の方については減免できるような仕組みってというのはそんなに難しいことじゃないかと</p>

いうふうに思うので、そういうことも含めて、みどり会さんだけに市が借りたお金を返してもらわないとということではなく、空いている部分があるのであれば、いくらかそこから市として収益が上がるような形も考えながら進めていってもいいのではないかなと思います。当然、病院の円滑な運営のために必要な駐車場という部分をきっちり確保していくというようなことも必要ではあるかと思うんですけども、その辺りについては、まだ車を停めるところがはっきりしていないのであれば、何とか有効活用できるようなことも考えてもらえたらなというふうに思うんですけども、実際まだそういうような余地があるものなのかお伺いします。

堀井副市長

ご提案ありがとうございます。もともとの国立病院のあった現在の市有地につきましても、どの程度みどり会さんが職員の駐車場としてお使いになるのかということも、まだ十分お話ができてない状況ですので、そういったことと、その下にある東側の駐車場についても、全体として、どういう利用の仕方がいいのか。イベント時の利用の仕方なども含めて、今後、みどり会さんとお話する中で、どの程度必要か。どの程度余ってくるか。どういう使い方がいいのかということも相談させていただいて、一定の方向性が出ましたらまた議会と相談をさせていただいて決めたいと思います。よろしく願いいたします。

隅田委員

当初は、みどり会のほうが補助金は要らないと、委託業務があればそれをお願いしたいというような状況でした。この間交渉される中で、赤字病院を脱却して黒字にするのは大変難しいということで補助金をお願いしたいということで、6月の補正予算に提示するというような話がありました。今回、人事院勧告による職員の地域手当も当初予算が厳しいので、1%減額というようなことも考えられていたなかで、今回、岡本病院からも、地域医療を守るためということで、そちらへも配慮すると言われたんですが、大学病院としての補助金は6月末で切れるという認識でいいですよ。7月以降、その補助金に対する財源、またどのぐらいの規模を考えておられるのか。また、そのような財源が見つかるのか。その辺りの考え方を聞かせてもらえればと思います。

酒井市長

いくらでも補助金を払おうということではなくて、今、念頭に置いておるのは、これまで払ってきた金額を岡本病院に払うとしても、いくらか案分しながら、みどり会と岡本病院と一緒にちゃんと

やっつけられるような配慮をしたいと思っていますので、要求されただけ補助金を払うということではありません。

隅田委員

ささやま医療センターのほうには、兵庫医大が運営しているということで、1億2,000万円の補助が国からおりています。それを支援金で渡していたと思うんですが、それが一応3年間は関わっていくということで、国のほうに交渉する余地はあるのではないかと思います。実際問題、経営自体は大学病院が離れられるということで、特別交付税の対象からは外れる、また交渉したとしても金額が大きく下がるのではないかと思います。これまでと同等の規模の補助金をみどり会が運営するささやま医療センター、また、追加として岡本病院に払えるのか。規模に関して、これまでぐらいと市長が言われたので、国から入ってこないのに、それを払える財布があるのでしょうか。

堀井副市長

今回、補正予算にも財源として上げさせていただいた特別交付税ですが、隅田議員おっしゃっていただくように、公的な病院に対しての自治体からの補助金に対して80%が特別交付税で算入されるというルールがございます。当然、そこからは今回外れてくるわけですが、とはいえ、丹波篠山市として、地域の医療を守るために、市民の税金もいただいたなかで、苦勞して支出する補助金になりますので、特別交付税については、そういったルールのあるもの以外にも特別な財政事情という項目がございますので、そういった部分で、強く県や国のほうに働きかけていって、一定の国からの支援を頂きたいというつもりでおりますので、そういったことも含めて、今後とも議会のほうからもぜひお力をいただいて、働きかけをさせていただいたらと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

隅田委員

今の副市長の話を知ったら、これからの交渉によって、得られた金額を両病院に補助金として、おおむねそれぐらいの金額を出す予定で、今後、その交渉に全力で取り組むというニュアンスでいいですか。

堀井副市長

市が直接経営する病院にはなりませんけれども、市がお金を出して、土地、建物を確保して、民間の病院で運営していただく、市民の医療を守るために、市として取り組んでいく取組でございますので、その部分をしっかり県も国も判断していただいて、応援をしていただきたいということで考えております。

稲山委員	<p>議会で予算を可決した後、契約の手続になると思うんですが、今後7月1日に向けて、名称は変わりませんので、あえて新ささやま医療センターと言わせてもらいますけど、新ささやま医療センター開業に向けて、みどり会がおそらくされる手続きだと思うんですけども、どういった手続きがあるのか。例えば、県知事への許可とか、そういったものがあるのか、どういう手続が今後予定されているのかと、その辺のスケジュール感をもし把握されておれば、お聞かせください。</p>
保健福祉部	<p>3月に丹波圏域の医療の調整会議が開催をされました。これについては、非公開でしたので内容を申し上げることはできないんですけども、ささやま医療センターの経営をにしき記念病院が引き継がれるということで、新規開設の許可を兵庫県の審議会に上げないといけないということで、圏域で意見聴取をされて、それを県のほうに上げられるという内容で会議をされております。丹波圏域の医療調整会議については、ささやま医療センターがなくなれば、医療がひっ迫するだろうということで、にしき記念病院が引き継いで新規開業をされることについては、おおむね了として県の上のほうに上げられていますので、その意見を踏まえて県の審議会のほうで新規開設されるかどうかということで審議をされて、許可がおりましたら、開設という流れになります。7月1日開業ということで、審査されていますので、それに合うような形で審議されるというふうに聞いております。</p>
稲山委員	<p>その手続がスムーズにあって、新ささやま医療センターができるように市としてもしっかり支援をお願いしたいと思います。その上で、2つだけご提案ですけども、西脇市では地域医療を守るために、地域医療フォーラムという形で開催されています。私は行けなかったんですけども、第16回ということですから、かなりされています。西脇の地域医療を守ろうということで、中学生が考えた地域医療優秀作文の発表とか、それから、西脇は市立病院があるからだと思うんですけども、西脇病院の未来を考えるということで、市民の方にも関心を持ってもらう取り組みをされておりますので、ぜひとも今後、地域医療を守るということから、こういった取組も市民の皆さんに啓発という意味で必要ではないかなと思いますので、今後お考えいただいたらと思います。</p>
	<p>もう1点は、12月に会派青藍会のほうで厚生労働省のほうからお</p>

話を聞かせていただきました。2040年に医療が非常にピークを迎えるということで、丹波篠山市はもう少し早く医療の需要がピークを迎えますというようなこととお話も聞かせていただいて、ちょうど来年度、県の新たな地域医療構想の策定という情報を聞いていますので、ぜひとも、丹波篠山市の状況を県のほうにもしっかり伝えていただいて、県が定める地域医療構想ですから、その中にもしっかり丹波篠山市の状況を伝えて、県からも支援が得られるように市としての意見表明なりをしていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

渡辺委員

今、地域医療構想のことで稲山委員からもお話が少しありましたが、ちょっと危惧しておりますのは、今回の取組というのは当然、丹波篠山市民のことありますけれども、やっぱりこれまで地域医療構想の中で丹波圏域として、しっかり医療が守られてきた。その丹波圏域の医療を守るためには、やっぱりささやま医療センターがなくなったら大変なことになるというようなことで、丹波篠山市としても覚悟を決めて、今回の取組を行わせていただいていると認識しております。そういったなか、昨日の斎藤県知事の記者会見の中で、県立病院のことについて何か言及されたみたいで、病院会計は独立会計だと、兵庫県は全国的に見て県立病院は多い県だというような非常に心配な発言をされていまして、稲山委員が言われたように地域医療構想の見直しもどんどん進んでいくなかで、都市部はさておき、やっぱり県下の地方部の医療については一定、県としてしっかり、病院経営が独立採算とかいうような単純なことだけではなく、県民の命を守るためにしっかりと責任を果たしてもらおうというよう、丹波篠山市のことではなく、詳細な発言については、承知してないんですけども、もしそういうような考え方でするのであれば、特に地方部の自治体はしっかりと声を上げていってもらわないと、次回の地域医療構想の見直しも大変な影響が出て、丹波医療センターの機能が縮小してしまったら、また大きな問題が起こってきますので、ぜひとも、その辺りのことも含めて、県のほうに言うべきこととして、市の状況については伝えてもらえたらと思いますので、その辺りお願いにはなるんですけども、よろしくをお願いします。

酒井市長

斎藤知事のご発言がどういう趣旨か分かりかねますけれども、地方部が特に医療のなかで切捨てられたり、これ以上、不都合なことがないように、自治体としても声を上げなければいけませんし、知

事が言われても、県は県議会というなかで物事を決めていかれますから、知事が発言されたからといって、すぐにどうこうはならないとは思いますが、今の市長会を開催して意見を各市町が言いますが、どこも地域医療のことが非常に大きな課題となっています。したがって、丹波篠山市もそうなんですけども、まず医療を守るというのは市長もそうですし、県も大きな責任だと思えますから、訴えていきたいと思えますし、稲山議員がおっしゃったように移譲がうまくいったら、その後、きちんとみんなで盛り上げていかなければいけませんので、岡本病院との連携のもと、うまくいくように努めたいと思えますので、よろしくお願ひします。

金崎委員

配置図のなかで、⑤の研修医宿舎塔のところですが、院内保育所と書いてあるんですけども、現在、ここが機能していて、利用されているのかどうかを教えてくださいたいと思えます。もし、ここを利用されている方がいらっしゃるのであれば、不安に思われてないかなと思うのでその点を教えてください。この院内保育所は、職員さんたちが使われていると思うんです。私の知っている過去では使われていて、職員さんたちが本当にちゃんと活用されて、ここに子どもを預けられるからこそ働けるという方たちが結構活用されていまして、現在、誰も使われてないのであればそんなに心配はないんですが、もし使われているのであれば、やはり不安に思われているのではないかなと思うので、その辺の確認をしていただけたらうれしいと思えます。

降矢委員

今知っている情報になりますが、実際に勤務をされている先生のお子様が通われているんですけども、院内保育所に関しては、そのまま同じところが見てくださるということで、子供たちの保育については問題ないというふうに伺っております。

日程第3 議員間討議

議案第44号 令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第14号）

議案第45号 令和8年度丹波篠山市一般会計補正予算（第1号）

— 部長・市長への質問なし —

■意向確認

議案第44号 令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第14号）

— 全員賛成 —

議案第45号 令和8年度丹波篠山市一般会計補正予算（第1号）

— 賛成多数 —

堀毛委員長 以上で、本日の審査はすべて終了しました。なお、委員会の審査報告については、ご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— 異議なし —

堀毛委員長 異議なしと認めます。
議案審査に係る審査報告について、本日の執行部との質疑応答及び意向確認をふまえたかたちで作成し、3月19日（木）の予算決算全体会において、委員の皆様へ提示したいと思います。
また、本日の会議記録については、事務局に調整させ、委員長、副委員長において内容確認を行いたいと思います。これにご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なし —

堀毛委員長 異議なしと認めます。

降矢副委員長 挨拶

15時38分 散会